



[トップページ](#)

[募金をしたい](#)

[助成をうけたい](#)

[法人について](#)

[赤い羽根の災害時支援](#)

地域福祉活動活性化 特別助成

大規模災害に備えて栃木県共同募金会が積み立てている災害等準備金のうち、災害への対応に活用した分の残余について、積立期間が3年を経過し取り崩した資金を助成の財源とした「令和5年度 赤い羽根とちぎ地域福祉活動活性化特別助成」を実施いたします。

コロナ禍を経て地域社会や住民生活が変化する状況下にあって、防災意識の向上や災害への備え、または、地域のつながりを絶やさないための多様な活動を支援することにより、地域福祉の一層の推進を目的としています。

社会福祉法人
栃木県共同募金会
【赤い羽根とちぎ】

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草1-10-6

とちぎ福祉プラザ内

TEL.028-622-6694

FAX.028-625-9643

【申請書提出先・提出期日】

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

社会福祉法人栃木県共同募金会

※郵送可(令和5年5月31日(水)必着) 持参の場合、平日の9時~17時受付

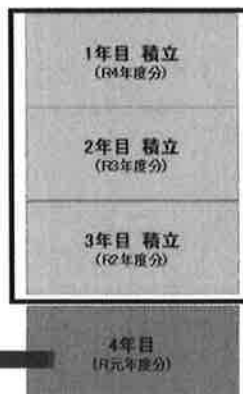
詳しくは下記実施要領をご確認のうえ、ご不明な点があればお問い合わせください。



災害等準備金とは…??

- ・毎年、共同募金の募金実績額の3%を上限に大規模災害に備えて積立
- ・災害ボランティアセンターの運営に活用
- ・3年間積み立てることとなっている
⇒唯一、県域を越えて活用されるしくみ

積み立ては3年分



・3年間の積立て期間を過ぎた準備金は取り崩して、県内の地域福祉活動に活用する

☞ 本助成の財源はこちらです!

令和5年度 赤い羽根とちぎ地域福祉活動活性化特別助成実施要領

1 目的

本助成事業は、コロナ禍を経て地域社会や住民生活が変化する状況下にあつて、防災意識の向上や災害への備え、または、地域のつながりを絶やさないための多様な活動を支援することにより、地域福祉の一層の推進を目的とする。

2 財源

大規模災害に備えて栃木県共同募金会（以下、「本会」という。）が積み立てている災害等準備金のうち、災害への対応に活用した分の残余について、積立期間が3年を経過し取り崩した資金を助成の財源とする。

3 助成対象団体

栃木県内において、次の各号の要件を満たした団体を対象とする。

- (1) 民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わない）
- (2) 3名以上で構成されていること
- (3) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、会計情報等を公開できること
- (4) 設立から1年が経過していない団体については、申請の時点で活動の実態があり、その実績を示すことができること
- (5) 団体名義の金融機関預貯金口座を開設していること
- (6) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと
- (7) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

4 助成対象事業

令和5年4月1日から12月末日までに栃木県内で実施される次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

なお、地方自治体等が申請者に対して委託した事業並びに他の助成金や補助金等を受けて実施する事業は助成対象としない。

- (1) 地域における防災意識向上のための研修会や防災訓練等の事業
- (2) 地域における災害への備えとして資機材やその保管庫等を整備する事業
- (3) 地域におけるつながりを絶やさないための居場所づくりや見守り等の事業

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に必要な経費とする。ただし、団体の管理運営に係る経費（汎用性の高い事務用品の購入含む）及び人件費については対象としない。

なお、助成対象とする経費は令和5年4月1日に遡及して適用する。

6 助成限度額等

1 団体に対する助成限度額は 30 万円とする。
助成申請額は 5 万円以上とし、千円単位での申請とする。

7 助成の申請

1 団体が申請できるのは 1 事業とする。

助成を希望する者は、「助成申請書（別記様式 1）」に次の各号に掲げる書類を添付して、5 月末日までに提出すること。

- (1) 定款または会則等
- (2) 最新の事業報告書及び決算書（設立から 1 年に満たない場合には、事業報告書及び決算書に準じた資料）
- (3) 最新の事業計画書及び予算書
- (4) 10 万円以上の機器備品の購入について申請する場合には、カタログ及び見積書の写し
- (5) 日頃の団体の活動の様子が分かる資料（パンフレット、新聞記事など）

8 審査

書類審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査及び現地調査を行う。

9 査定

申請のあった事業について、現状の課題認識、見込まれる成果及び本助成決定事業以降の取り組みに関する計画性並びに緊急性、実現性及び必要性に留意して査定を行う。

10 助成の決定（通知）

助成金の交付を決定した時は、申請者あて、8 月末日までに通知する。

11 助成金の交付

助成金の交付は、精算払いとし、助成の決定を受けた事業の完了後、1 か月以内に提出される「完了報告書・助成金交付請求書（別記様式 2）」の内容が、適正であることを確認の上、当該団体の預貯金口座あてに送金する。

12 助成を受けることに関する周知

本助成を受けて事業を実施する場合、事業実施時や印刷物及びホームページ等に、赤い羽根共同募金の助成を受ける旨を明示すること。

13 助成決定の取り消し

助成決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成の全部又は一部の決定を取り消す。

- (1) 事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 助成の対象となった事業を他の財源で実施したとき